

平成20年度石川県医療機能情報提供制度実施要領

1 目的

本要領は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という）第6条の3第1項の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第1条において知事が定めることとされた病院、診療所及び助産所（以下「病院等」という。）の管理者が行う病院等の有する医療機能に関する情報（以下「医療機能情報」という。）の報告に関する方法等について定めることにより、本制度の適切な運用を図ることを目的とする。

2 情報の取扱い

(1) 病院等の管理者は医療機能情報を3(1)により県に対して報告し、県は原則として、報告を受けた医療機能情報をそのまま公表するものとする。

(2) 病院等の管理者は、医療機能情報について正確かつ適切な情報を報告し、当該病院等において、住民・患者等へ提供しなければならない。

3 医療・薬局機能情報の報告等

(1) 報告の種別及び時期等

報告の種別	報告の時期等	報告事項(報告書)
ア 定期報告 (毎年1回行う報告)	毎年5月1日現在の状況(実施件数が求められている項目にあつては、報告する年度の前年度に実施された件数)をその年の5月末日までに報告すること。	別紙1
イ 新規に開設した病院等の管理者が行う報告	開設後10日以内に開設時の状況を報告すること。	同上
ウ 随時報告 (規則別表第1第1の項第1号に掲げる基本情報(以下「基本情報」という。)に修正又は変更が生じたときに行う報告)	修正又は変更が生じたときから10日以内に報告すること。	別紙2
エ 基本情報以外の情報に修正又は変更が生じたときに行う報告	原則としてアの報告の際に報告すること。	同上

(2) 前記(1)の報告については、病院等の所在地を管轄する保健所を経由して知事に対して行うものとする。ただし、金沢市内の病院等が行うアの報告については健康福祉部医療対策課あてに提出するものとする。

- (3) 前記(1)の報告事項(報告書)の提出部数は、正本1通とする。なお、提出する報告書は、病院等において閲覧に供し、又は次年度以降の調査においても活用されることから、必ず写しをとっておくこと。
- (4) 報告書の提出方法については、報告書(エクセル様式)を添付した電子メールによる提出を原則とするが、電子メールを利用する環境となっていない病院等においては、報告書を持参若しくは郵送により提出してもよい。

4 医療機能情報の確認

- (1) 県は、病院等が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認める場合には、当該病院等の管理者に対し、適切な報告を行うよう指導するものとする。
- (2) 県は4(1)の指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行うなど、悪質であると認められる場合には、法第6条の3第6項の規定に基づき、病院等の開設者に対し、管理者をして報告又は報告内容の是正を行わせることを命ずるなど、必要な措置を講じるものとする。

5 報告事項の公表

- (1) 県は、インターネットを通じて医療機能情報を公表するとともに、医療対策課及び保健所において紙媒体又は備え付けのインターネット端末により公表する。
- (2) 病院等の管理者は、報告した医療機能情報について、書面又は電子媒体(電子メール、インターネット、PC等モニター画面での表示、CD-ROM等の交付)により住民・患者の閲覧に供しなければならない。

附 則

この要領は、平成20年10月27日から施行する。ただし、3の(1)にかかわらず、平成20年度における定期報告については、平成20年12月1日現在の状況を平成20年12月26日までに報告することとする。